

保険業法施行規則の一部改正案及びこれに伴う金融庁告示案並びに銀行法施行規則等の一部改正案」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

< 総論 >

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1		<p>銀行等本体において販売可能な保険商品に制限が無くなることに伴い、銀行等の子会社も同様に制限を撤廃する措置を講ずるとあるが、銀行本体に弊害防止措置、監督指針、公正取引委員会のガイドライン等が課せられているとはいえ、銀行が適正化済の系列の保険代理店を活用することで契約を取扱うという抜け道があることから、これを防止する必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘にある系列の保険代理店が銀行との資本関係を解消した保険代理店のことを指すのであれば、当該保険代理店は、銀行や銀行と特殊の関係がある者（子法人、関連法人等）のような顧客に対する強い影響力が必ずしもあるとはいえないものと考えられます。</p> <p>なお、想定されているケースが、銀行等による抱き合わせ販売や優越的地位の濫用に当たる場合は、銀行法等により禁止されています。</p>
2		<p>金融庁がこの2年間実施した「銀行等の保険募集に関するモニタリング結果」によれば、銀行による保険窓販に大きな問題は生じておらず、保険販売態勢は適切に構築されていると考えられる。銀行による保険の圧力販売については独占禁止法で禁止されているなか、顧客利便を阻害する融資先販売規制や担当者分離規制等の過剰な規制については、早急に廃止すべきである。</p>	<p>今回の金融庁におけるモニタリング結果によれば、弊害防止措置は有効に機能していたと考えていますが、これまで解禁してきた保険商品の販売実績等を踏まえれば、当分の間、弊害防止措置を現状のまま存置することが適切と考えています。</p> <p>なお、弊害防止措置等については、全面解禁後も引き続き行うこととしているモニタリングの結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、おおむね3年後に、所要の見直しを行うこととします。</p>
3		<p>弊害防止等について、おおむね3年後に所要の見直しを行う方針が示されているが、日本の金融市場の魅力と競争力を高めようとする方針を遅らせるものなるおそれがあり、少なくとも毎年見直すべき。</p>	<p>弊害防止措置を緩和する方向での見直しをする場合には、ある程度の販売実績等に基づく検証が必要と考えられますので、毎年見直しは困難であると考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4		最終解禁後のモニタリングにおいても、公正、客観的かつ統計的に有効な基準に基づいて実施されることを要請する。また、モニタリングの結果、保険契約者等の保護や利便性の観点から問題がなければ、3年を待たずに、例えば1年以内であっても規制緩和を主とした見直しを行うべきである。	今後のモニタリングでは、金融サービス利用者相談室や保険会社、銀行等に寄せられた苦情を収集し、十分分析するなど効果的な実施に努めます。また、その結果を検査・監督にも活用します。 なお、弊害防止措置を緩和する方向での見直しをする場合には、ある程度の販売実績等に基づく検証が必要と考えられますので、毎年の見直しは困難であると考えられます。
5		保険会社も事業融資を行っており、その融資先に対する圧力募集が生じるおそれがある。保険会社に対しても銀行に準じた弊害防止措置を課すべき。不要と判断するのであればその理由を明確にすべき。	保険会社は保険業を行う者であり、販売対象に制限を加えることは適当ではないと考えています。これに対し、銀行等については、融資者としての影響力に基づく圧力販売の懸念が指摘されているところであり、必要な弊害防止措置を講じているものです。
6		非公開金融情報保護措置について緩和の検討がなされなかったことは遺憾である。特に顧客との決済取引やローン返済に関する情報等、一定の種類の金融情報は募集過程において利用すべきではないという点には賛成だが、金融機関等が有している顧客の預金やローン残高に関する情報を機密情報として参照することができれば、金融機関等が顧客のニーズに適合した保険商品を提案するのに役立つと考える。この規制は銀行や証券会社によるほかの金融商品には適用されない。これは金融商品取引法等に見られるような、同種の金融商品を一貫して横断的に取扱う政策の方向性と矛盾する。3年を待たずに非公開金融情報保護措置が緩和されることを強く要請する。	非公開金融情報保護措置は、銀行等が固有業務（預金、貸付、為替等）を行うことを通じて得た情報を保険販売に不当に利用しないよう、保険商品の特性にかんがみ、特に講じているものです。 なお、モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、おおむね3年後に、所要の見直しを行うこととします。
7		当協会が独自の調査によれば、圧力販売、情報流用、コンプライアンス違反にとどまらず、80歳を超える高齢者に90歳からの年金商品を販売し、それが後々説明不足など様々なトラブルとなっている例が指摘されている。判断力の弱くなった高齢者の方に	貴重なご意見として承りました。ご指摘の内容にも留意し、保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても、引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととします。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>強引な保険募集を行っている懸念があり、銀行においては法律以前にそのモラルが疑われる状況にある。生命保険はお客様との信頼の上に長いスパンを持って取引する商品であり、手数料さえ取ればよいという商品ではない。このような体質が改善されなければ、今後も懸念される問題事例が多数発生し、国民・消費者の意識と大きく乖離することとなる。</p>	
8		<p>日本人の自殺死は年間約3万人に上るが、その理由の40%が病気を苦しめたもの、その次は30%が経済苦(借金苦)を原因したものとなっている。つまり1日に20人あまりが借金苦で自殺している現状にある。このうち約8割強が男性であり、アメリカと比べると自殺者数は3倍に上る。93%を超える保険加入率という文化は日本独特のものである。多くの中小企業が間接金融(銀行融資)により事業を営んでいる日本では、銀行は特別な存在であり、今後融資と抱き合わせ等の保険販売が行われ、また保険の情報が、融資担当者に触れることとなると、間接的にも自殺者を増やすこととなり大きな社会問題となる懸念がある。</p> <p>このような懸念が生じる背景には、保険商品には一定期間の自殺免責条項があるが、銀行等が保険に質権を設定することが可能であることが挙げられる。この点について、銀行窓販の全面解禁によって状況が改善することにはならず、むしろより悪化する可能性がある点に配慮すべきである。</p>	同上
9		<p>全面解禁に伴い「圧力販売」等の弊害が明らかとなった場合には、さらなる監督指針の改正や弊害防止措置の新設・強化といった対応にとどまらず、解禁商品の見直し等、銀行等による保険販売そのものに関する見直し等も視野に入れた対応が必要との理解</p>	<p>保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても、引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととしますが、そのモニタリングの結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等につい</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>でよいか。</p>	<p>て、おおむね3年後に、所要の見直しを行うこととします。</p>
10		<p>平成19年10月24日に開催された金融審議会金融分科会第二部会(第40回)及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第38回)合同会合において、金融庁より以下の通り報告がされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととする。</li> <li>- モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、おおむね3年後に、所要の見直しを行う。</li> </ul> <p>この趣旨を踏まえれば、今回の監督指針等の改正を行ったとしても、今後継続されるモニタリングにおいて、顧客保護上の問題事象が観測された場合、さらなる弊害防止措置の強化や監督上の追加的措置が検討される可能性があるとの理解でよいか。</p>	<p>同上</p>
11		<p>全ての保険商品の取扱が銀行に解禁されたとしても、どれほどの利用者がどの程度、銀行窓口で解禁された保険商品を購入するかは疑問。銀行の営業時間は平日午前9時～午後3時と固定されている。一般代理店は保険契約者の要望で柔軟に対応してくれる。また、最近では、インターネットや通信販売でも保険契約締結は可能であり、銀行の保険販売解禁が利用者利便向上に役立つかは不明である。全面解禁が利便性向上にどれだけ役に立ったかを金融庁として調査して、調査結果として公表すること。</p>	<p>近年、全体の保険販売が伸び悩む中で、個人年金等一部の保険分野については、銀行チャンネルが牽引する形で大きく販売が伸びており、国民の利便性向上にも資しているものと考えられます。</p> <p>その他の保険分野について、今後どの程度利用者利便の向上に資するか事前に予測することは困難ですが、全面解禁後においては、既存の販売チャンネルも含めて、それぞれの特性を活かした保険販売が行われることにより、これまで以上の一層の利用者利便の向上が期待されているところです。ご趣旨は貴重なご意見として承り、今後のモニタリングにおける参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
12		<p>保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、不断の見直しが必要である。全面解禁後において適切なモニタリングが行われるよう対応願いたい。なお、モニタリングについては、金融庁が独自に得た情報だけではなく、その他の団体等の調査結果も広く取り上げて判断を行うべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。当局としては保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても、引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととします。モニタリングでは、金融サービス利用者相談室や保険会社、銀行等に寄せられた苦情を収集し、十分分析し、その結果を検査・監督に活用します。また、今回改正した監督指針等の趣旨を十分に踏まえた検査・監督を行い、問題が認められた場合には、必要に応じ厳正な対応を行うこととします。</p> <p>なお、モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、おおむね3年後に、所要の見直しを行うこととしています。</p>
13		<p>ガイドラインの遵守状況を含め、銀行等による保険販売の弊害発生状況については、金融庁の主体的・能動的な監視・把握が必要であると考えているが、金融庁が現段階で検討しているモニタリング期間の監督・監視体制の具体的な方策について確認したい。また、モニタリングにあたっては、例えば、加入者・消費者に対して「無記名式アンケート」を実施するなど、潜在化しやすい問題を的確に把握しうる手法が求められるものと考えているが、この点について金融庁の考えを聞きたい。</p>	<p>同上</p>
14		<p>今般、銀行等による保険販売の全面解禁が実施されるにあたり、これまで設けられてきた弊害防止措置に加え、新たな監督上の諸対応を行うこととなり、より一層の保険契約者等の保護を図る観点から望ましいものと評価している。</p> <p>全面解禁後においても、金融庁において銀行等による保険販売のモニタリングを継続するとのことであるが、各方面に対して幅</p>	<p>同上</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>広く情報を収集し十分分析するなど、実効性のあるモニタリングの実施を希望する。あわせて、仮に問題事例が認められた場合には、現行の措置内容の妥当性について十分な検証をしてほしい。</p>	
15		<p>これまでの問題事例収集結果を踏まえ、「銀行等による保険販売には消費者保護上の多くの問題がある」と認識しており、全面解禁以降においても、独自調査等の取組みを実施していくこととしている。こうした取組みの結果得られた問題事例等については、適宜、金融庁に連携していく所存であり、今後の検討にあたって十分に活用してほしい。</p>	同上

< 規則 >

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	212 条 4 項	<p>今般公表された保険業法施行規則の一部改正案及びこれに伴う金融庁告示案において、地域金融機関特例及び協同組織金融機関特例の要件とされる第三分野保険に係る保険金等の上限額の計算方法を見直したことは、顧客保護のため、当該規制により販売商品の商品性（保障内容等）を劣後させないように配慮するとともに、金融機関の実務にも一定の配慮がなされたものとして評価する。</p> <p>しかし、この保険金額上限規制は、専門知識のない顧客（利用者）にとっては極めて理解しづらい内容であるとともに、実際の管理上の負荷も大きく意図せぬ法令違反を誘発しかねない側面もあることから、募集の現実に即して分かり易い規制となるよう更に検討してほしい。</p> <p>本来、保険金額は顧客がニーズに応じて決定するものであり、保険会社・販売者側が決定するものではないことを踏まえ、施行後においても、融資先販売規制のあり方を含め、必要に応じて適時見直し（緩和・撤廃を含めて）を希望する。</p>	<p>地域金融機関特例に係る保険金額の制限は、本来必要な弊害防止措置を緩和しつつ、万一圧力販売が行われた場合に、保険契約者の損失が大きくなるように設けられているものであり、保険契約者のニーズを保険会社及び販売者側において限定しようとしているものではありません。</p> <p>なお、弊害防止措置等は、全面解禁後も引き続き行うこととしているモニタリングの結果等を踏まえ、おおむね 3 年後に、保険契約者等の保護や利便性の観点から、所要の見直しを行うこととしています。</p>
2	212 条 4 項	<p>銀行の保険販売に係る圧力販売については、既に規則第 234 条第 1 項第 7 号で金融機関等による優越的地位の濫用が禁止されており、十分な利用者保護は図られているため、本規制は緩和すべきである。また、融資先販売規制の一環として、一定の基準緩和が認められている特例地域金融機関に小口規制を課すことは、利用者利便の向上という銀行窓販解禁の政策目標の実現を著しく妨げる。利用者利便の向上のため、多くの利用者が求める 1000 万円</p>	同上

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>を超える死亡保険や 5000 円を超える医療保険のニーズを満たすことは重要であり、3 年を待たずに早期に緩和されることを強く要望する。</p>	
3	212 条 4 項	<p>地域金融機関が特例を選択する場合の保険金等の上限金額については、今回の改正案においてこれまでの保険金総額の基準(1000 万円)に加え、新たに販売が可能となるいわゆる第三分野保険商品に関する金額基準が追加されている。しかし、本上限金額は、地域のお客様の幅広いニーズに応えられる水準ではないため、お客様利便の向上の観点から、当該上限金額を緩和すべきである。</p>	同上
4	212 条 4 項	<p>複数の代理店の共同取扱いにより保険募集が行われる場合、共同での保険募集は 双方の名義がパンフレット等に記載されるなどして、共同して顧客に対する保険案内を行っていること、 双方が顧客対応窓口となっていること、 両者間の業務分担等に照らした適切な手数料割合が設定されていること、 一方から他方に対してキックバックが行われていないこと(実質的な手数料割合の変更が行われていないこと)が確保されている必要がある、又は ~ のすべてを満たせば許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>いわゆる共同募集は、実務上広く行われていますが、保険金額の制限を潜脱する目的で共同募集が行われるときのように、不適切な募集とされる場合もあります。</p>
5	212 条 4 項	<p>特例地域金融機関及び協同組織金融機関は、一部の保険商品に関して保険金額に上限額を設ける旨の定めを保険募集指針に記載する必要があるが、第一分野商品と第三分野商品の双方を取り扱う場合には、それぞれの法令上の上限額が区々であることから、保険募集指針においてそのすべてを具体的に記載することとするならばかえって顧客にとって分かりにくくなることも想定されるので、上限額を必ずしも別々に記載する必要はなく、例えば「一部の保険商品については、死亡保険金・診断給付金・入院給付金・</p>	<p>例えば「法令等で定める一定金額以下に限り」としか記載されないと、上限に関する必要な情報を顧客に示したとはいえず、保険募集指針の記載としては足りないと考えられます。顧客が法令の参照や募集担当者への確認等を行うことなく制限の要旨を把握し得るよう、募集する保険商品に係る給付の具体的金額を記載することが望ましいと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		手術給付金等の額を法令等で定める一定金額以下に限り保険募集を行います。詳細は募集担当者までお問い合わせください。」といった旨を記載すれば足りるとの理解でよいか。	
6	212条 4項	<p>今般定められた規則第212条第4項第2号の制限金額には、種目間を通じた設定もあることから、一概に全項目の金額列記では、顧客の十分な理解を得られないことも想定される。</p> <p>そこで、募集指針では、単に項目すべての金額記載を行うのではなく、顧客の誤認等がないよう、同項第1号の1000万円の記載に沿う形で同項第2号も金額制限があることを明示し、更に例えば医療保険では、保険契約者一人当たりの入院給付金が日額5000円限度となっている等の例を示した上で、具体的な種目を通じた限度額等を含めた詳細は、実際の保険募集時にその他の書面等により適切に行うこととするような方法も認められるか。</p>	同上
7	212条 4項	第三分野商品を取り扱わない場合においては、第一分野商品の上限額に係る記載として「1000万円までに限り保険募集を行う」旨を記載すれば足りるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
8	212条 4項	特例使用時の金額制限対象商品のうち、生命保険は取り扱うが、第三分野商品は当面取り扱わない銀行等が想定される。このような銀行等が地域金融機関特例や協同組織金融機関特例を採用する場合、保険募集指針の第三分野商品の給付金の限度額に関する記載については、実際に取り扱う時まで記載を行うこととするような方法も認められるか。	当該商品を取り扱わないことが明らかな期間であれば、貴見のとおりです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	212条 4項	<p>特例地域金融機関を選択する要件として、商品区分ごとの上限金額を保険募集指針に記載することが求められている。</p> <p>このため、本年12月22日から、第三分野保険商品を販売しない場合（販売商品を追加しない場合）でも、「特例」を選択する銀行は、保険募集指針の見直しが必要になるが、内閣府令等の公布と施行（12月22日）がほぼ同時に行われることが想定される中、保険募集指針を見直すための時間的余裕がない。</p> <p>したがって、特例を選択している銀行であっても、第三分野保険商品を販売しない場合には、当面の間、保険募集指針への記載を要しない経過措置を設けるべきである。</p>	同上
10	212条 4項	<p>圧力募集に対する規制の一つである構成員規制においては第三分野保険は規制対象外とされている一方、窓販規制においては第三分野にも規制がかけられている。窓販規制においても第三分野保険に関しては規制の対象外とすべき。</p>	<p>構成員契約規制における対象範囲は、生損保会社の募集チャネルの実態等を踏まえて定めたものですが、銀行等による保険販売規制における対象範囲は、第一分野、第三分野ともに共通する保険契約の長期性や再加入困難性等を踏まえて定めたものです。</p>
11	212条 4項 1号	<p>「生存又は死亡に関し、…保険」は上限が千万円とされているが、保険金が年金形式で支払われる保険（例：収入保障保険）についてはどのように計算し、合算すればよいのか。たとえば、年金受取総額の最高額なのか、または年金を一時金として受け取った額の最高額なのか。</p>	<p>収入保障保険については、実際に支払われ得る保険金その他の給付金の合計額に基づき判断します。</p>
12	212条 4項 1号	<p>「人の生存又は死亡に関し、一定の保険金額を支払う」とあり、「(傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）」とあるが、これは普通死亡にかかわり支払われるものであって、不慮の事故による傷害を直接の原因とする死亡等に伴い支払われる災害保険金額は除くとの理解でよいか。</p>	<p>規則第212条第4項第1号の趣旨は、貴見のとおりと考えます。</p>
13	212条	<p>規則第212条第4項第1号に定める保険の中には、保険料払込</p>	<p>保険契約締結時から保険料払込満了時までは第一分野の保障が</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	4項 1号・2号	終了後等に契約者及び被保険者のその時点での保障ニーズに柔軟に対応するために、同項第2号に定める保障内容に変更することが可能な商品があり、現在、各保険会社から広く提供されている。当該商品の保障変更オプションは、保険料払込終了後に選択が可能なものであり、保険契約締結直後の選択はできない。よって当該商品は、同項第2号ではなく、同項第1号に定める保険に該当するものであるとの理解でよいか。	継続し、かつ、保険料払込期間が例えば5年程度又はそれ以上の期間にわたるものについては、第一分野の給付のみを行う保険とみなして募集を取り扱って差し支えないものと考えます。
14	212条 4項 1号・2号	第三次解禁時のパブリックコメントで、「一時払終身保険で介護保険等への保障内容の変更制度を付したものの取扱いは全面解禁時まで認められない」との見解が示されている。全面解禁後は、規則第212条第4項第1号に該当する保険契約で、一定期間経過後に、同項第2号に該当する保障内容を変更することができる保険契約は、同項第1号の対象として合算すればよく、同項第2号の合算対象とはしないとの理解でよいか。	同上
15	212条 4項 1号・2号	規則第212条第4項第2号に該当する保険の中には、疾病による死亡を支払事由とする保障が、特約ではなく主契約として組み込まれているものが多数ある。これら同号に該当する保険と不離一体となっている死亡保険金については、同項第1号を主契約とする保険契約の基準保険金額を下回るものも多いため、平成10年大蔵省告示第238号に準じて、入院給付金日額の100倍を限度に同号の通計から除外すべきであり、条項の見直し等必要な措置を強く要望する。	疾病を原因とする死亡に係る給付は、性質上、第一分野の給付と位置付けざるを得ませんので、全額が規則212条第4項第1号の1000万円に計上されるほかないものと考えます。
16	212条 4項 1号・2号	第三分野保険商品に付される死亡給付金額は少額である（日額入院給付金〔例えば5000円〕の100倍程度〔例えば50万円程度〕）。このため、特例地域金融機関を選択したときの保険金上限額は、	同上

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>第三分野保険商品に係る死亡給付金については、第一分野保険商品（生命保険）の死亡保険金とは別枠で（例えば、別途 1000 万円等）と定義すべきである。</p>	
17	212 条 4 項 1 号・2 号	<p>規則第 212 条第 6 項及び第 212 条の 2 第 6 項では、保険募集制限先に対し融資先販売規制の対象に該当しない商品（例えば個人年金保険等）を販売する際、商品性が融資先販売規制の対象となる特約を付帯する場合であっても、「当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ当該特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なもの」であれば当該特約の付帯が認められている。</p> <p>以上は、融資先販売規制の趣旨を逸脱するものではなく、かつ、常識的な範囲内であれば、顧客のニーズにそぐう商品設計を認めることが趣旨であると思われる。</p> <p>第三分野の保険商品には、顧客の死亡時に少額の死亡保険金が支払われるものや、一定の期間後（ごと）に少額の生存保険金が支払われるものがあるが、以上の趣旨を踏まえた死亡給付金や生存給付金に関しては、保険料及び保険金額が妥当な範囲内であれば、規則第 212 条第 4 項第 1 号の積算対象から除外すべきではないか。</p> <p>保険金額の積算管理に当たり、第一分野・第三分野の保険をそれぞれ販売した場合に、両分野にまたがって積算することとして管理を複雑化すると、意図せずして法令違反が起こってしまうことも予想される。</p>	同上

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
18	212条 4項 1号・2号	第三分野保険商品に死亡給付金特約が付いている場合、特例地域金融機関を選択したときの保険金（給付金を含む）上限額は、当該第三分野保険商品の区分に応じた額と1000万円の合計額となるとの理解でよいか。	特約で死亡保障が附帯していても、第三分野保険の給付と死亡給付を合計した額で上限の範囲内かを判定することはありません。各給付をその支払事由から第三分野保険に係る部分か死亡保険に係る部分かに区別し、その各給付が所定の上限の範囲内かを判断することになります。
19	212条 4項 1号・2号	第三分野の保険である医療保険の場合、10万円程度の少額の死亡保険金を特約として付帯する商品がある。この場合、既に第一分野の保険に死亡保険金1000万円の契約に加入していると、限度超過となるが特例等で認められる方法はないか。	少額であっても第一分野の給付には違いないため、限度額を超過し保険募集をすることはできないことになります。
20	212条 4項 1号・2号	医療保険を主たる給付とし、一定額の死亡給付が付帯する場合、第一分野における中小金融機関の特例である契約者一人当たり保険金額1000万円以内との金額に合算する必要があるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
21	212条 4項 1号・2号	医療保険（又は医療特約）等で、普通死亡（災害ではない死亡）で死亡保険金が支払われる保険（又は特約）の場合、その死亡保険金額の通計方法を確認したい。	第2号に該当する第三分野保険であれば、付加された死亡保障に係る給付の部分は、第1号の1000万円の制限枠に計上されることになります。
22	212条 4項 1号・2号	規則第212条第4項第2号に該当する保険（医療保険・介護保険等）で、被保険者死亡時に解約返戻金相当額を払い戻すことを約している場合については、同項第1号で規定する「生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、…保険」には該当せず、第一分野における中小金融機関の特例である契約者一人当たり保険金額1000万円以内との金額に解約返戻金相当額を死亡給付部分として合算する必要はないという取扱いとしてほしい。	死亡時には解約返戻金相当額を支払う旨が保険約款に明記され、かつ、その支払額が保険期間中を通じ変動する給付については、第一分野の枠で計上する必要はないと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
23	212条 4項 2号	<p>今回公表された規則、告示を除き、平成17年度に出されたパブコメに対する回答はすべて有効であることを確認したい。</p> <p>例えば、第三分野保険における入院給付金等の上限額について、現行「代理店分担を行う場合は当該銀行等の取り扱い割合を算入することにより」とされているが、業務分担割合を銀行：共同募集代理店＝1：1とすると、特定疾患の入院給付金は日額二万円まで募集となるという理解でよいか。</p>	<p>特段の明示がない限り、平成17年当時の回答における金融庁の考え方に変更はありません。ご指摘のケースの上限は、最大日額2万円となると考えます。ただし、制限を潜脱する目的で代理店分担が設定されたような場合は、この限りではありません。</p>
24	212条 4項 2号	<p>地域特例を選択した銀行等が銀行等に該当しないほかの保険代理店と共同して保険募集を行い、その業務分担等に応じた適切な手数料割合を設定している場合であれば、例えば50:50の場合は入院保険金日額を2万円とする特定疾病保険の保険募集を行うことができるとの理解でよいか。(3次解禁前に行われたパブコメでは、同様のケースで2000万円の保険の募集ができることとなっている。)</p>	同上
25	212条 4項 2号	<p>平成17年7月に公表されたパブリックコメントの回答において、地域金融機関特例の小口規制に係る1000万円限度額の通計に関しては、「代理店分担を行う場合は当該銀行等の取扱割合分を算入することにより」とされているが、第三分野保険における入院給付金等の上限金額についても、同様の考え方でよいか確認したい。例えば、分担割合が5:5の場合、特定疾患の入院給付金については、日額2万円まで募集可能となるという理解でよいか。</p>	同上
26	212条 4項 2号	<p>規則第212条第4項第2号イ～ニに該当する保険であっても、金融庁告示に定めがない保険(例えば通院時給付、退院時給付など)は規制の対象外という理解でよいか。</p>	貴見のとおりと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
27	212 条 4 項 212 条の 2 4 項	規則第 212 条は生命保険募集人である銀行等に対する上限額を規定し、規則第 212 条の 2 は損害保険代理店である銀行等に対する上限額を規定している。ここで、法令や告示の趣旨からは、第三分野（規則第 212 条第 4 項第 2 号、規則第 212 条の 2 第 4 項第 2 号）に該当する商品に関する告示の金額判定においては、引受保険会社が生命保険会社か損害保険会社かを問わず、生保・損保を通算して判定するとの理解でよいか。	募集指針は、金融機関ごとに一つの共通の指針にまとめることが求められます。第三分野保険に係る募集上限額も、生命保険募集人、損害保険代理店等の資格にかかわらず通算して一括記載が求められ、通算した額に従って判定されることとなります。

< 告示 >

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	1項	<p>診断等給付金を一括払いに代えて年金払いする特約を、契約締結時でなく診断等給付金支払時に受取人の申し出により付加できる保険は、告示第4項にいう保険に該当せず告示第1項にいう保険に該当するとの理解でよいか。(なお、当該年金額は支払事由発生時の診断等給付金額により初めて確定するものである。また当該特約の付加は給付金等の受取方法の一つとして受取人の申し出により受取時に選択できるものであり、当該特約の付加時に募集手数料の収受が発生するものではない。)</p>	<p>確定した給付金を被保険者生存の有無にかかわらず単に分割して受け取るに過ぎない場合は、告示第4項ではなく告示第1項に掲げる保険に該当します。</p>
2	1項	<p>例えば、同一人が「がん保険」(「がん」に診断された場合には診断給付金100万円が支払われる。)と「介護保険」(要介護の状態となった場合に介護一時金100万円が支払われる。)に加入している場合、「がん」になった結果として要介護状態となることも想定されるが、これは、それぞれ「がんになったこと」と「がんの結果要介護状態になったこと」を保険事故とし、一の保険事故では100万円を限度に支払われており、両保険の販売を行っていることは問題がないとの理解でよいか。</p>	<p>「疾病診断」と「要介護」それぞれについて1事故につき100万円の範囲内で給付がされるならば、制限を満たしています。</p>
3	1項	<p>告示第1項では、「『医師により人が特定の疾病にかかったと診断されたこと』又は『人が所定の介護を要する状態になったこと』を保険事故とする保険」について、「一の保険事故の発生につき100万円」と規定されている。</p> <p>例えば、「ガンの診断一時金特約(前者:一時金100万円)」と「介護一時金特約(後者:一時金100万円)」は、一の保険事故で同時に発動することはないので、この2つの特約を同時に契約す</p>	<p>同上</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ることは妨げられないとの理解でよいか。	
4	1項	告示第1項の「金額」欄で、「一の保険事故の発生につき百万円」とされているが、「疾病診断」と「要介護」の合計で、保険契約者ごとに通計して1人当たり100万円が上限となるとの理解でよいか。	同上
5	1項	告示第1項は、疾病診断給付金100万円が支払われることにより、死亡給付金100万円の支払が消滅するような、いわゆる第三分野の支払事由により死亡保険の支払が消滅するような保険商品を指しているとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
6	1項	「疾病にかかったと診断され、かつ、障害状態や労働制限などの所定の状態になったこと」を保険事故とする保険については、告示第1項に該当するとの理解でよいか。	「障害状態」や「労働制限」は、疾病診断の要素となり得るので、ご質問の保険は、告示第1項に掲げる保険に含まれるものと考えます。 なお、同項の適用のある保険の範囲を明らかにするため、同項の書き振りについて一部修正しました。
7	1項	告示第1項の「保険」欄に、「医師により人が疾病にかかったと診断されたこと」とあるが、重度の特定疾病に罹患した場合又は特定疾病に罹患して所定の手術をした場合に、選択的に保険金が支払われる保険については、は診断等給付金の上限額（告示第1項）、は手術給付金の上限額（告示第3項）の範囲内で認められるとの理解でよいか。	各給付ごとに上限額の範囲内か否かを判断するという原則は、一方の給付によって他方の給付が消滅する、いわば択一的な関係が給付間にあっても同様であり、貴見のとおりと考えます。
8	1項	診断等給付金と死亡給付金とが選択的に支払われる場合、「保険」欄では、の額がの額以下となる場合には除外される旨が規定されている。この場合、当該金額（死亡保険金の金額）については、規則第212条第4項第1号に基づいて、契約者単位で通算した金額で判定するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	1項	<p>「金額」欄では、診断等給付金と死亡給付金とが選択的に支払われる場合は、の額から の額を控除した額が同項における判定額であるとしているが、当該規定は、の額が の額よりも上回る場合について定めたものとの理解でよいか。</p> <p>この場合、の額から控除した死亡保険金額については、規則第212条第4項第1号に基づいて、契約者単位で通算した金額で判定するとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
10	1項	<p>「診断等給付金」と「がんに罹患したことを直接の原因とする死亡給付金」と通常の「死亡給付金」の三つが選択的に支払われる場合、告示第1項で診断等給付金と死亡給付金を比較する必要が生じるが、この死亡給付金の額は、いずれか大きい保険金・給付金等の金額で判断するとの理解でよいか。</p> <p>例えば、「がんに罹患したことを直接の原因とする死亡給付金」100万円と、通常の「死亡給付金」10万円が選択的に支払われる場合、診断等給付金と比較する死亡給付金の金額は、100万円であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、本項は、診断等給付金が支払われると死亡保険金の給付がなくなる保険については、診断等給付金の額から死亡給付金の額を控除した差額が100万円を上限とすることを規定しており、当該差額が正の値となる場合の定めです。そして、当該保険の死亡保険金額については、第一分野の給付として、規則第212条第4項第1号の1000万円の枠に計上されます。</p> <p>これらの点を明確にするため、告示の書き振りの修正を行いました。</p>
11	1項	<p>告示第4項は、保険金又は給付金を年金形式で支払う場合を規定したものと理解しているが、保険事故が発生した時点で支給総額が確定し、単に支払方法として分割払の形式を採るものについては、告示第1項に該当し、上限は100万円であるとの理解でよいか。</p>	<p>同上</p>
12	1項	<p>要介護状態となった場合、請求時に受取人が選択することによって一時金又は確定年金のいずれかによる介護保険金又は年金の受取方法が確定し、介護状態とならずに死亡した場合には死亡保険金のみを受け取ることができる介護保険を想定し得る。このよ</p>	<p>給付の受取方法が確定する前であっても、各保障としてそれぞれ支払われ得る額に基づいて上限の範囲内かの判定をするのが原則です。ご質問の保険が死亡給付金の額について不確定である理由その他詳細が不明のため、明確に回答いたしかねます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>うな介護保険は、保険募集時点においては未だ一時金として受け取るか年金として受け取るかが確定していないので、告示第4項には該当せず、「死亡給付金の額が診断等給付金の額を下回らない」か否かも確定していないので告示第1項にも当てはまらない。したがって、このような介護保険は告示第4項その他の控除対象を除くすべての介護保険を対象とする第1項中欄に含まれるものと解さざるを得ないとの理解でよいか。</p>	
13	1項	<p>12の解釈を前提とすると、告示第1項には請求時に確定年金を選択する場合を含むこととなるが、同項下欄の金額制限は一時金を前提にしていると考えられ、妥当しない。少なくとも、介護における年金の給付については、一時金、終身年金及び確定年金の年数ごとに細分化して上限を定めてほしい。</p>	<p>受け取るべき年金総額が確定していても、被保険者の生存の有無にかかわらず支払われる単なる分割払の給付金は、第1項に掲げる保険に該当します。いわゆる確定年金は、被保険者が生存していなければ年金は支払わない保険約款の定めがあって第4項に該当する商品が一般と考えられ、1月当たりの金額で上限を判定することとなります。</p>
14	2項	<p>告示第1項から第4項に該当する保険であっても、当該各号に定める金額の制限に該当しない保険(例えば入院一日についての金額の定めはなく、入院したことを条件として一時金を給付する入院初期給付特約)は規制の対象外との理解でよいか。</p>	<p>表に該当しなければ規制の対象外であることが原則ですが、入院を支払事由として一時金が支払われる場合、第2項に掲げる保険に該当します。計算方法の疑義を解消するため、1日当たりの額に換算する旨を付記して修正しました。</p>
15	2項	<p>当社は損害保険業を営んでいるが、「特定の疾病」である悪性新生物にかかったことを原因とする入院費用保険金を支払う保険商品を販売している。同商品のガン入院費用保険金は、実際に入院治療費にかかった費用を実額で支払う実損てん補の内容となっている。このような場合、規則第212条の2第4項でいう「同号に定める金額」の算定はどのように考えるべきか。</p>	<p>告示第2項を修正し、単価の入院日数倍の算式によらず一定の入院日数ごとに一時金が支払われる保険については、入院1日当たりの額に換算して上限の範囲内かを判断することとしました。したがって、ご質問の保険は、てん補の上限額を入院日数との関係で1日当たりに換算した給付の最高額で判断されることとなります。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
16	2項	<p>本規制について当局は「保険契約者一人あたりの保険金額に限度を設けるのは、万が一弊害が顕在化した場合に、保険契約者等が被る被害を限定するためであり、保険商品の保障内容の多様化にも配慮して、保険分野毎に設定することとしています。」との見解を平成17年7月7日のパブリックコメント結果において示している。この立法の主旨に鑑みると、保険契約者等が被る被害の限定は保険分野毎に同水準となるべきであり、その被害の限定にあたっては保険料を一つのメルクマールにすることが、最も合理的であると考え。しかしこのたび告示第2項で示された入院日額5000円(特定疾病を含めば1万円)限度とする保険商品の保険料水準は、規則第212条第4項第1号にある1000万円を限度とする第一分野保険の保険料水準と比して、極めて少額であり、差別的な規制と評価せざるをえない。よって、3年を待たずに合理的な水準へと見直しを図られることを強く要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
17	2項	<p>告示第2項には、「同一の保険が当該イ又はロに掲げる保険のいずれにも該当するときは、(中略)1万円を超えることができない」とあるが、合計額が1万円を超えない範囲であれば2つ以上の保険であっても法の趣旨とは相違しないと考え。よって、第2項のただし書以降は「同一の保険」に限らないものであること、例えば、5000円のがん保険と5000円の医療保険であれば個々に契約しても問題ないという理解でよいか。</p>	<p>「同一の保険」とは、保険契約者からみて「同一」の意味であり、日額5000円の給付であるがん保険と医療保険にそれぞれ1口ずつ加入可能なことは、ご指摘のとおりです。ご意見を受けて、「保険契約者を同一とする保険」と書き振りを修正しました。</p>
18	2項	<p>入院の定義は保険約款の規定に委ねられているとの理解でよいか。</p>	<p>告示第2項該当の有無は、各保険約款で定める「入院」に基づく給付か否かで判断されます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
19	2項	例えば、入院日額 5000 円の「特定疾病に限定しない医療保険」に加入している場合、支払事由が特定疾病の場合は、倍額支払い（1万円）を約した特約に同時加入できるとの理解でよいか。	加入後も入院 1 日当たりの給付合計が 1 万円を超えない特約であれば、本特例の下でも加入可能です。
20	2項	本項は、入院日額 5000 円の「特定疾病に限定しない医療保険」と、入院日額 5000 円の「特定疾病に関する医療保険」に同時加入できるとの理解でよいか。	加入した保険すべてについて入院 1 日当たりの給付を合計しても、契約者 1 人当たり 1 万円を超えなければ、加入可能です。
21	2項	「当該入院 1 日当たり 5000 円（特定の疾病の名称が定められている場合によっては 1 万円）」とあるが、これは、「特定疾病については支払わない医療保険 5000 円」と「特定疾病の医療保険 1 万円」の各契約に同時に又は同一の保険の特約として加入できるとの理解でよいか。	ご質問の各契約の給付が同時に行われることがなく、合計しても契約者 1 人当たり入院日額が 1 万円を超えないことが確実であれば、加入可能です。
22	2項	イの区分（保険事故に係る入院が特定の疾病の治療のための入院に限られる保険）に該当する入院保険にのみ加入する場合は日額上限 1 万円、イの区分とロの区分（イ以外の保険）に該当する保険契約の両方に加入する場合の日額上限は合計 1 万円（ただしロの区分に該当する保険の日額上限は 5 千円）、ロの区分のみに加入する場合は日額上限 5 千円との理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
23	2項	告示第 2 項「金額」欄の「入院一日につき」について、例えば、所定の入院に基づき入院給付金を月ごとの単位で給付する商品の場合、「当該給付金額 ÷ 一月の日数」などの計算により一日当たりの金額を計算するという理解でよいか。	入院に係る給付金の実情を考慮し、告示の書き振りを修正しましたので、入院 1 日当たりの金額に換算することも必要ですが、ご質問の算式が妥当するかどうかは、各給付の支払事由、支払日等の定め方により変動し得るため、一律には判断しかねます。
24	2項 3項	告示第 2 項及び第 3 項にいう「同一の保険」とは、同一の保険契約を指すものではなく、別々の保険契約であっても、規則第 212 条第 4 項第 2 号に規定する金融庁長官が定める保険であれば「同一の保険」と解されるという理解でよいか。つまり、告示第 2 項	ご質問を踏まえ、「保険契約者を同一とする保険」と文言を修正しました。 双方同時に加入することはできないことを説明する前提であれば、許容されるものと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>及び第3項はイ、口に掲げる保険が同一の保険契約のときだけではなく、別々の保険契約である場合にも適用されるとの理解でよいか。</p> <p>この理解になるとした場合、本件規制を説明した上で（銀行等の取扱限度額に関する説明を含む。）日額1万円の特定疾病保険と日額5千円の特定疾病保険以外の保険を同時に提案し、そのどちらかを申し込んでもらう旨の保険募集を行うことは許容されるか。</p>	
25	3項	<p>「治療（通院）」を保険事故とする保険区分・上限額の規定がないが、例えば、特定疾病の「治療」に関して無制限に支払われる特約が付いている保険商品の場合、本体契約としての「入院」・「手術」保険が上限額の要件を満たしていればよいとの理解でよいか。</p>	<p>保険約款で定める「手術」に至らない治療についても、手術と同様、告示第3項の上限の範囲内である必要があると考えられますので、そのように告示を修正しました。その結果、治療について無制限に支払われる保険は、上限を超えるものとして販売することはできないこととなります。</p>
26	3項	<p>たとえば、「疾病にかかったと診断され、かつ、手術を受けたこと」を保険事故とする保険は、告示第3項に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>告示第3項が規定する保険は、疾病診断を併せて保険事故とする保険を含まないものではなく、貴見のとおりです。</p> <p>なお、同項が手術を含む治療全般について給付を行う保険を対象とするよう、文言の修正を行いました。</p>
27	3項	<p>疾病にかかったと診断されたことに加え、一定の処置・療養・治療・検査等が行われたことを保険事故とする保険については、融資先販売規制等の緩和措置としての告示の趣旨を踏まえれば、約款上で「手術」に分類されていない一定の処置・療養・治療・検査等についても、告示第3項の「手術」に含まれると理解すべきではないか。</p>	<p>本項が手術その他の治療を保険事故とする保険を対象とするよう、文言の修正を行っています。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
28	4項	<p>告示第1項について、医療保険の「診断一時金」と介護保険の「介護一時金」をそれぞれ保険事故が異なるとしてそれぞれ双方を販売できることとしており、告示第4項では「疾病診断または要介護を保険事故とする」として、医療・介護を同枠で計算することとしている。</p> <p>計算根拠を簡便にして不作為の法令違反等を起こさないようにするためには、告示第1項と同様に医療・介護をそれぞれ別計算とし、告示第1項・第4項を合わせて介護に係る保障と医療に係る保障をそれぞれ別に販売できるようにした方が整合性がとれているのではないかと考えます。</p>	<p>告示第4項は、年金払の医療保険と介護保険が同一の機会に募集されることを必ずしも意図したわけではありません。契約者1人当たりの既契約額を正確に管理しつつ、契約者にとって最適な年金払第三分野保険の募集に努めていただきたいと思います。</p>
29	4項	<p>「『特定疾病診断』又は『要介護』及びその後の当該人の生存を併せて保険事故とする保険」とあるが、これは「医療保険で診断給付年金5万円(月額)」の保険と「介護保険で介護年金5万円(月額)」の保険に同時加入できるとの理解でよいか。</p>	<p>合計で月額5万円が上限ですので、ご質問のような同時加入は、本特例上の制限を超えることとなります。</p>
30	4項	<p>終身保険において、保険料払込満了後に付帯することができる「介護保障移行特約」の保障内容は告示第4項に該当するか。(移行後の介護年金額は移行時でなければ契約時には設定できない。) 仮に「介護保障移行特約」の取扱いは可能とした場合、移行時に同項で規定する範囲内ではしか移行できないということになるのか。</p>	<p>契約締結時から移行までに、例えば5年程度又はそれ以上の期間を要求する保険であれば、規則第212条第4項第2号に該当せず、本告示の適用もないといえるため、移行時に本告示による制限はないものと考えます。</p>
31	4項	<p>告示第4項「金額」欄の1月当たり五万円について、月額給付ではなく、例えば年1回給付する商品の場合、1回60万円(5万円×12月=60万円)が上限との理解でよいか。</p>	<p>本項には、1月当たりの額に換算する旨を定めていますが、ご質問の算式が妥当するかどうかは、各給付の支払事由、支払日等の定め方により変動し得るため、一律には判断しかねます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
32	備考	<p>「特定の疾病」とは「悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であって、保険会社（中略）が保険約款に定めるもの」とある。この「特定の疾病」の定義が明確にされていないが、各社の保険約款に定める定義に委ねられているとの理解でよいか。例えば女性疾病特約の場合、疾病の種類を「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「良性新生物」、「卵巣機能障害」、「関節リウマチ」、「乳房および女性性器の疾患と障害」、「妊娠、分娩および産褥の合併症」と定義しているが、この場合の疾病数は7つとみなされるとの理解でよいか。</p>	<p>特定の疾病については、最低限、備考欄に掲げられた三つの疾病のうち一つの疾病について保障していれば、10個の範囲内で任意に保険約款に掲げられた疾病が該当します。その場合の疾病の名称については、上記三つの疾病と同程度に特定された分類名である必要があります。</p> <p>なお、32のご質問に列挙された疾病の種類は、少なくとも10個の上限には収まっているものと考えます。</p>
33	備考	<p>「十を超えない範囲内の数の疾病」とされるところ、「疾病」の積算方法については、どのように考えればよいか。抛りどころとする基準はあるのか。</p>	同上
34	備考	<p>10個まで選択可能な「特定の疾病」の定義が明確に定められていないが、この定義は各社が保険約款において定める定義に委ねられているとの理解でよいか。</p>	同上
35	備考	<p>特定疾病の定義が各社の保険約款において定める定義に委ねられる場合、このような定義の方法は、既に各社で販売されている商品において、「特定の疾病」の概念がある一定の範囲内に収まっていることを前提として、かつ、各社の保険商品設計の自由度を確保しながら、合理的な計算方法を担保するために手当てされたものと思われる。その趣旨に鑑みれば、いたずらに「特定の疾病」の概念を広く定義して、告示第2項イにおいて入院給付日額の上限が1万円に該当するケースを通常想定される範囲を大きく逸脱して設定できるような商品は認められないとの理解でよいか。</p>	同上

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
36	備考	三大疾病（悪性新生物・心臓疾患・脳卒中）のいずれか一つを保障していなければ、告示第2項イ及び第3項イに定める上限額の下での販売はできず、告示第2項ロ及び第3項ロに定める上限額の範囲内での販売が許されるにとどまるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
37	その他	死亡保障以外の保険金について、告示に列挙されていないもの（例：通院保険金、退院一時金、健康祝金）は、いわゆる小口規制の対象外との理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
38	その他	金融庁長官が定める金額を「同表の中欄に掲げる保険の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額」とされているが、これらに該当しない保障については金額の定めがないとの理解でよいか。	規則第212条第4項第2号の第三分野の保険であっても、表の中欄に掲げる保険に該当しなければ、金額の制限はありません。
39	その他	例えば、通院保険金（人が疾病等により治療に通院することを保険事故とする保障）、高度先進医療に係る保険金（特定の先進医療を受けることを保険事故とする保障）等については、保険金額の定めがないとの理解でよいか。	ご質問の保険金について、金額の制限はありません。
40	その他	死亡給付金と診断等給付金が同額で、いずれか一方が支払われた場合に保険契約が消滅する保険は、告示第1項にいう保険に該当せず、規則第212条第4項第1号の制限が適用されるとの理解でよいか。	ご質問の保険に告示の適用はなく、規則第212条第4項第1号に規定する1000万円の制限のみということになります。

< その他 >

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
1	212 条	銀行等の子会社による保険募集が行うことのできる保険商品の規制が撤廃され、規則第 212 条の適用を受けないという点から、子会社のみではなく銀行等の特定関係者においても規則第 212 条の適用を受けないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
2	212 条 2 項 1 号	預金情報を利用して、保険契約申込書を含まない商品パンフレットを商品案内としてダイレクトメールで送付し、その後当該ダイレクトメール送付先に対して、非公開金融情報利用の事前同意を取得したうえで保険募集を行うことは可能との理解でよいか。	専ら保険募集のために、預金情報を利用してダイレクトメールの送付先を選定する等の行為は、保険募集の準備行為として、保険募集に係る業務に含まれうると考えられます。他方、一般的な商品パンフレットの送付のみを行う場合、原則として保険募集には該当しないと考えられることから、その先を選定する行為は、保険募集に係る業務には該当しないと考えられます。
3	212 条 2 項 1 号	非公開金融情報の利用の事前同意について、保険募集候補先を預金情報に基づいてリストアップしたうえで、リストアップした顧客先での商品説明すなわち保険募集前に、当該顧客から事前同意を取得するという方法は可能であるか確認したい。	「保険募集に係る業務」は、保険募集に直接つながる業務も含むものであり、預金情報を利用してリストアップする行為は、非公開金融情報の利用に該当すると考えられます。
4	212 条 2 項 1 号	団体契約における弊害防止措置対応について確認したい。 ・ 加入推進に際して団体構成員の非公開金融情報を利用する場合、団体契約については被保険者（加入者たる）団体構成員から取得する必要があるのか。 ・ いわゆるタイミング規制についても、団体契約については、団体契約の加入者毎に制限がかかるという理解でよいか。	保険契約者である団体がその構成員である被保険者に対して行う加入勧奨は、基本的には保険募集には当たらないと考えられることから、弊害防止措置の問題は発生しないものと考えられます。 一方で、銀行等である保険代理店が、弊害防止措置を潜脱する目的で団体契約の形態を利用しているような場合には、保険募集上問題となることがあります。
5	212 条 2 項 1 号	社会貢献を目的に設立された会費制（年会費千円程度）の任意団体が、毎年事業年度末にその任意団体を契約者とし全ての会員を被保険者とする保険（年間保険料 500 円程度で全員同額補償）	同上

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>に加入する場合、その団体が会員に対する福利厚生を目的に加入するのであれば、会員に対する非公開金融情報の事前同意や融資先販売規制等弊害防止措置対応は不要との理解でよいか。</p>	
6	212条 2項 1号	<p>団体契約の場合、非公開金融情報の利用同意の確認は下記の対応でよいか。</p> <p>契約者である団体が保険料を負担し、団体構成員を被保険者として傷害保険を付保する場合、銀行等代理店は非公開金融情報の利用同意の確認は契約者（団体）に行い、被保険者には不要であると考えてよいか。</p> <p>また、被保険者が保険料負担を行うが、契約者（団体）が組織内募集として保険加入のとりまとめを行い保険契約を締結する場合、銀行等代理店が被保険者への募集行為を行わない場合には、非公開金融情報の利用同意の確認契約者（団体）に行い、被保険者には不要であると考えてよいか。</p>	同上
7	212条 2項 1号	<p>融資先である法人などの従業員により構成されている団体でなければ、例えば口座開設者を団体として団体契約を締結した場合、口座開設者への加入勧奨を行うことに問題はないという理解でよいか。また、このような団体契約に基づく加入勧奨の場面においても、非公開金融情報（預金者であるという情報）に関する事前同意は当然に必要なものであるとの理解でよいか。</p>	同上
8	212条の2 3項 1号	<p>銀行（自行）の子会社や関連会社の役職員を対象に、福利厚生目的の傷害保険等の団体保険を銀行自ら販売する場合、当該子会社・関連会社が銀行の融資先であっても、銀行が当該役職員に対して影響力を行使することはあり得ないため、融資先販売規制の対象とすべきではない。</p>	同上

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
9	212条 2項 1号	今回の解禁で、保険期間1年で更新する保険商品（自動車保険等）においては、更新時に改めて非公開金融情報の同意書を取り付ける必要性はないとの理解でよいか。	更新時に最新の非公開金融情報を利用して保険募集を行うのであれば、同意を取り付ける必要があると考えられます。
10	212条 3項 1号	銀行の保険窓販の第3次解禁の際のパブリックコメント結果（平成17年7月7日）では、「保険契約締結後に募集制限先に該当することとなった場合」、「銀行等が当該契約の更新の取扱いをすること」ができるとされているが、銀行が既契約の更新時等に特約を付ける等の部分的見直しに応じる（取り扱う）ことができるか確認したい。 仮にできないということであれば、銀行が、適正にアフターフォロー業務（契約締結後に寄せられる「相談」）を行うためにも、是非ともできるように手当てすべきである。	基本的に、取り扱うことができる更新契約には、保険金額その他の給付の内容の拡充等を含まないものを想定していますが、保険契約者に無用の不利益をおよぼさない観点から、実質的に同一内容と考えられる範囲での拡充等まで認めないという趣旨ではありません。 なお、更新契約について制限する趣旨が、融資先に対する圧力販売を抑止するためのものであることにかんがみれば、アフターフォロー業務を行うことをもって、契約内容の拡充等を認めることは適当ではないと考えています。
11	212条 3項 1号	銀行の保険窓販の第3次解禁の際のパブリックコメント結果（平成17年7月7日）では、「特段の事情がない限り、保険募集制限先である顧客に対し、手数料を得ないで保険募集を行うこと」は許されることとなっている。 お客様の視点から総合的なコンサルティングサービスを積極的に展開していくなかで、保険商品はお客様にとって重要な金融商品の一つとなっている。こうしたなか、銀行として、保険募集制限先であるお客様に対して手数料を得ずに保険を販売することを推進していくことに問題がないことを改めて確認したい。	平成17年内閣府令制定時のパブリックコメント手続において回答したとおりです。 （前回回答） 融資先への保険募集を手数料その他の報酬を得て行ってはならないとしているのは、銀行等が不適切な圧力募集を行うのは、一般的には手数料の獲得を目的としたものであり、手数料の獲得を禁止すれば基本的には不適切な圧力募集は行われないと考えられるためです。したがって、特段の事情（手数料以外での報酬を得る場合等）がない限り、保険募集制限先である顧客に対し、手数料を得ないで保険募集を行うことは許されないものではないと考えます。こうした規制は、ご指摘の金融審議会の答申の趣旨に沿ったものであると考えます。

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
12	234 条 1 項 1 号	「顧客」が銀行に対して「資金の貸付の申込を行っていることを知りながら」、当該顧客に保険を販売できない(いわゆるタイミング規制)こととなっているが、例えば、銀行(自行)や銀行の子会社・関連会社役員などを対象に、福利厚生目的の傷害保険等の団体保険を銀行自ら販売する場合、当該役員が銀行に融資を申し込んでいても(かつ、それを知っていても)、銀行が影響力を行使することはないため、この場合はタイミング規制の対象には該当しないとの理解でよいか。	団体保険の被保険者を勧誘する行為は、基本的に保険募集には当たらないため、タイミング規制には抵触しないものと考えられます。なお、いわゆるタイミング規制は、保険募集が行われる顧客等が銀行等の特定関係者(子会社・関連法人等)の役員であっても、そのことをもって規制の対象から除外するものではありません。
13	212 条 4 項	法人が保険契約者となる個人年金保険について、協同組織金融機関特例の適用を受ける協同組織金融機関が保険募集をする場合、変額年金については規則第 212 条第 4 項の「当該保証をする額」とは年金原資等の最低保証している額を指すとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
14	212 条 4 項	法人が保険契約者となる個人年金保険について、協同組織金融機関特例の適用を受ける協同組織金融機関が保険募集をする場合、定額年金については規則第 212 条第 4 項の「当該保証をする額」とは年金年額と最大支払期間の積とするのか、それとも年金原資等で計算するのか。	規則第 212 条第 4 項括弧書に準じ、定額年金も年金原資で判定すべきものと考えます。
15	212 条 4 項	法人が保険契約者となる団体保険・団体年金保険について、協同組織金融機関特例の適用を受ける協同組織金融機関が保険募集をする場合、保険契約者である法人ごとに、個々の被保険者に係る保険金額等を合計した金額であるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
16	212 条 4 項 1 号	逡増定期保険など、保険期間中に死亡給付金額が変動する保険商品があるが、この場合の規則第 212 条第 4 項第 1 号によって判断される金額は、保険期間中のすべての時点において、同号の要	貴見のとおりと考えます。

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		件を満たしている必要があるとの理解でよいか。	
17	212条の2 1項 1号	今回の全面解禁により、賃貸住宅は、規則第212条の2第1項第1号に規定する火災保険契約の付保対象となるか。	貴見のとおりと考えます。
18	212条の2 1項 1号	<p>「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」(平成17年11月28日)では、住宅関連長期火災保険の付保対象について、「賃貸住宅(事業の用に供することが明らかなものを除く)については、全面解禁の際に、当該保険の付保対象に含める」としているが、「事業の用に供することが明らかなもの」か否かについて、貸付に付帯する団体信用生命保険の種類や当該賃貸住宅の部屋数等による一律の基準で判断することは難しい。</p> <p>従って、「事業の用に供することが明らか」であるかどうかは、各銀行において合理的と考えられる基準を定め、それを適正・確実に運用していれば問題ないことを確認したい。</p>	事業の用に供しているか否かの判定に団体信用生命保険を参考とするというのは単なる一例です。よって、各銀行等において、より合理的に判断できる基準を定め、適正・確実に運用しているのであれば問題はないと考えます。
19	212条の2 1項 1号	保険業法施行規則等の一部改正(平成17年7月8日公布)時の「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」において、「全面解禁の際に、賃貸住宅を住宅関連長期火災保険の付保対象に含めることとしている(モニタリングの結果、必要があれば見直しを行うこととしている。)」との記載があるが、12月22日より規則第212条の2第1項第1号に掲げる保険契約として、賃貸住宅に対する住宅関連長期火災保険契約の締結の代理を行うことができるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
20	212条の2 1項 1号	建物の全部を賃借人の居住の用に供する賃貸住宅については、法令解釈事例集において「全面解禁の際に当該保険(住宅関連長期火災)の付保対象に含めることとしている(ただし、モニタリ	全面解禁後は、事業の用に供することが明らかなものを除き、建物の全部を賃借人の居住の用に供する賃貸住宅についても、住宅関連長期火災保険として募集が可能となります。

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ングの結果、必要があれば見直しを行うこととしている。）」とあるが、全面解禁後はどのように考えればよいか。</p>	
21	212 条の 2 3 項 1 号	<p>傷害保険の家族型契約、自動車保険の運転者範囲等において無記名の被保険者が存在するが、募集制限先確認が必要な被保険者については、記名被保険者（傷害の家族型の場合は「本人」、自動車保険の場合は賠償被保険者）について確認すれば足りるという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
22	212 条の 2 3 項 1 号	<p>損害保険契約については、料率改定が生じた際、結果的に同額保険金額ベースの更改に際して更改保険料が増額となる場合があるが、このケースは、監督指針の -3-3-9-5 で募集制限先確認の例外としている更改に該当するという理解でよいか。</p> <p>また、保険料建てのパターン販売を行っている傷害保険契約等については、料率改定が生じた際、保険料建てを変えずに保険金額を見直すことにより、更改保険金額が増額となる場合があるが、このケースも、監督指針の -3-3-9-5 で規定する「保険金額の増額等、自動的に生じるもの」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>料率改訂による保険料の増額であれば、規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する「保険金額その他の給付の内容の拡充」には当たらないと考えられることから、保険募集制限先の例外となる更改に該当すると考えられます。</p> <p>なお、保険募集制限先の例外となる更改は、専ら顧客の事情により、必然的に保険金額その他の給付の内容の拡充等が発生する場合を想定したものであり、ご照会の保険金額の増加は、基本的には例外とはならないと考えられます。</p>
23	212 条 1 項・2 項 212 条の 2 1 項・2 項	<p>今般の改正によって銀行子会社にも全面解禁を行う以上、規則第 212 条第 1 項及び第 2 項（損保については規則第 212 条の 2 第 1 項及び第 2 項）の改正によって銀行の子会社等銀行等と一定の関係の有する者に対する弊害防止措置義務を直截に規定すべきである。</p>	<p>銀行等の子会社を含む特定関係者に対する規制は、銀行等が自己の影響力を行使して、子会社等を通じて保険契約を締結させる行為等、銀行等に課している弊害防止措置の潜脱を防ぐためのものです。よって、当該規制は、銀行等と顧客との取引関係に着目をして定めるべきであると考えています。</p>
24	234 条 1 項 8 号等	<p>銀行の子会社等の特定関係者代理店が保険募集を行う際の、保険窓販に関する固有の規制は、原則として融資先販売規制およびタイミング規制に係る潜脱行為の禁止のみであり、特定関係者が保険募集を行うに際して、例えば、非公開金融情報の保険募集業</p>	<p>規則第 234 条第 1 項第 13 号から第 15 号までの規定が保険募集人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人に対する規制となりますが、例示されている、非公開情報保護措置（同項第 18 号）や銀行取引に影響を与えない旨の説明義務（同項第 8</p>

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>務への利用の事前同意取得措置（本個人情報に当該特定関係者等との間での共同利用要件を満たしており、個人情報保護法上適法に取得されていることが前提）や銀行等取引に影響を与えない旨の説明措置等は求められていないとの理解でよいか。</p>	<p>号）については、対象外です。</p>
25	234条 1項14号	<p>銀行の子会社代理店は、銀行の融資先であることを「知りながら」、また、銀行に融資申込を行っている顧客であることを「知りながら」、当該顧客に保険を販売することができない。</p> <p>「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」（平成17年11月28日）では銀行本体で保険を販売する際の融資申込の確認方法として、「当該顧客の申告に基づいて当該顧客の融資の申込の有無を確認する方法をとらざるを得ない」としているが、銀行の子会社代理店が保険販売する場合の、当該顧客が親銀行の融資先（融資申し込み先）であるかの判断についても、「当該顧客の申告に基づくものとならざるを得ない」との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>なお、通常であれば銀行の子会社代理店は親銀行の融資情報等を知りうる立場にないと考えられますが、規則第234条第1項第13号、第14号、第15号における規制は、銀行の子会社代理店等が保険募集を行うに際し、顧客に対して積極的に融資の有無を確認することを求めるものではありません。</p>
26	234条 1項 14号	<p>銀行子会社であるリース会社（＝保険代理店）が親銀行から融資を受けているリース取引先とリース契約を締結すると同時に「保険契約者＝自社、被保険者＝自社およびリース取引先」の動産総合保険（以下、動総）を付保する場合、このリース取引先は保険募集制限先に該当するとの理解でよいか。</p> <p>仮に、保険募集制限先に該当するとしても、次の観点から保険募集制限先の適用を除外してほしい。</p> <p>1. リース事業協会が作成している「リース標準契約書（L第14条）」にも規定されていること、あるいは同協会のホームページで案内している一般的なリース取引の説明にもあるとおり、リース物件にリース会社が動総を付保することは一般的</p>	<p>銀行等の特定関係者を通じておよぼされる銀行等の影響力の程度は、銀行等とその特定関係者又は銀行等とその顧客との間の取引等の関係により様々であると考えられます。</p> <p>こうした前提のもと、本条（規則第234条）では、規制の実効性を確保するため、一定の外形的要素で判断することとしており、ご照会のケースについて申し上げます、当該リース取引先が被保険者となる場合は保険募集制限先に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、本条を含む弊害防止措置については、今後行うモニタリングの結果を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、おおむね3年後に、所要の見直しを行うこととします。</p>

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>な商慣習として定着している。</p> <p>2．リース会社が付保する動総は、その取扱量の多さから保険料率は一般企業よりも相当優遇されており、リースユーザーもメリットを享受している。</p> <p>3．また、リース契約と動総の付帯性の高さから「割賦販売業者又はリース業者が販売物件又はリース物件につき締結する保険契約」(監督指針 -3-3-6)は自己契約の計算対象から除外されていると認識している。</p> <p>4．このように一般的な商慣習として定着しており、仮に被保険者(ユーザー)が保険募集制限先であったとしてもリース契約との付帯性が高く圧力募集を行うような性質のものではないため。(リース会社が行う割賦販売契約も同様)</p>	
27	234条 1項 14号	<p>銀行等の特定関係者(子会社)であるリース会社において、リース契約に伴うリース物件を対象とする動産総合保険は、その保険の性質上当該リース会社が保険契約者並びに被保険者となる。</p> <p>この場合においては、その実質的な保険料負担は当該リース会社ではなくリース契約者であり、保険料相当額はリース料に含まれている。</p> <p>以上の前提において以下のケースについて判断を仰ぐものである。</p> <p>(1) 当該リース会社が親銀行から事業に必要な資金の貸付けを受けている場合、当該銀行グループの保険募集人である銀行等の特定関係者が保険契約(リース契約に付帯する動産総合保険)の締結の代理を行う場合も保険募集制限先(規則第212条の2第3項第1号イ、第234条第1項第14号)等に該当す</p>	<p>銀行等の特定関係者を通じておよぼされる銀行等の影響力の程度は、銀行等とその特定関係者又は銀行等とその顧客との間の取引等の関係により様々であると考えられます。</p> <p>こうした前提のもと、規則第234条では、規制の実効性を確保するため、一定の外形的要素で判断することとしており、ご照会のケースについて申し上げますれば、いずれも規則第234条第1項第14号に抵触するものと考えられます。</p> <p>なお、本条を含む弊害防止措置については、今後行うモニタリングの結果を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、おおむね3年後に所要の見直しを行うこととします。</p>

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ることとなるか。</p> <p>(2) 当該リース会社が親銀行から事業に必要な資金の貸付けを受けている場合、当該リース会社が損害保険代理店を自ら行い、自己契約として動産総合保険の締結の代理を行う場合は、弊害防止措置が想定している弊害の発生可能性が無いため、弊害防止措置の対象外と考えるが、いかがか。</p> <p>なお、本件においては、法第 295 条第 2 項の保険料制限規制並びに監督指針 -3-3-6 (1) ア(キ)の除外規定に従うものとする。</p>	
28	234 条 1 項 14 号	<p>銀行持株会社の子会社であるリース会社の子会社（銀行持株会社の孫会社）が、損害保険代理店業を営むにあたり、リース会社が所有するリース物件、あるいは所有権留保する割賦販売物件を対象に、リース会社を保険契約者とする損害保険契約を締結することは可能との理解でよいか。</p> <p>また、銀行持株会社の子会社であるリース会社自らが、損害保険代理店事業を営むにあたり、自らが所有するリース物件、あるいは所有権留保する割賦販売物件を対象に、自らを保険契約者とする損害保険契約を締結することは可能との理解でよいか。</p>	同上
29	234 条 1 項 14 号	<p>銀行等は、「更改契約に関する例外規定」（規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号括弧書）があるが、銀行等の特定関係者である子会社保険代理店においても既存契約の更新や更改については、同様に募集制限先規制の対象外であるとの理解でよいか。</p>	貴見のとおりと考えます。
30	234 条 1 項 14 号	<p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、既存のリース取引等で顧客から入手している過去の資料において銀行から融資を受けていることが判明（現時点での融資残高の有無は不</p>	直近の融資情報でなくても、保険募集制限先であることが十分に推認されるのであれば、少なくとも、顧客に現時点での融資の有無等を確認する必要があると考えられます。その上で、保険募

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		明)している顧客に対して保険募集を行うことが可能との理解で よいか。	集制限先であることが判明した場合は、保険募集を行うことが できないものと考えます。
31	234条 1項 14号	銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が信用調査 機関等の第三者が提供する資料において、銀行から融資を受けて いることが判明した顧客に対して保険募集を行うことが可能との 理解でよいか。	融資情報の入手手段等とはもかく、保険募集制限先であること を知らながら保険募集を行った場合は、違法となるおそれがあり ます。
32	234条 1項 14号	銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、顧客か ら直接、銀行から融資を受けている、あるいは融資の申込みを行 なっている旨を聴取した後に、顧客に対して保険募集を行うこと が可能との理解でよいか。	同上
33	234条 1項 14号	銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、銀行か ら融資を受けていることを知らずに顧客に対して保険募集を行っ ている過程で、銀行から融資を受けている、あるいは融資の申込 みを行なっているとの情報を何らかの手段により入手した場合、 顧客に対して引き続き募集を行うことが可能との理解でよいか。	同上
34	234条 1項 14号	銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、銀行か ら融資を受けていることを知らずに保険募集を行った後に、何ら かの手段により銀行から融資を受けている、あるいは融資の申込 みを行なっているとの情報を入手した場合、締結済みの保険契約 に関連するその後の追加募集（法人契約に於いて被保険者となる 従業員の新入社員等の追加等）を行なうことが可能との理解でよ いか。	融資を受けていることを知らずに行った募集は適法ですが、保 険募集制限先であることが判明した以降も引き続き保険募集を行 った場合は、違法となるおそれがあります。
35	234条 1項 14号	銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、保険募 集の営業活動を行なっている過程で、顧客が銀行から融資を受け ている、あるいは融資の申込みを行なっているか否かを、顧客ま	規則第234条第1項第13号、第14号、第15号における規制は、 銀行の子会社代理店等が保険募集を行うに際し、顧客に対して積 極的に融資の有無を確認することを求めるものではありません。

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		たは銀行に積極的に確認をする必要があるとの理解でよいか。	
36	234条 1項 14号	<p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、顧客が銀行の保険募集制限先等に該当することを知ってはいるが、保険募集の営業活動が、銀行の優越的地位の乱用に当たらず、販売規制の潜脱には該当しないことが明らかな場合、保険契約の締結は出来ると考えるが、次の場合、潜脱の意図が無いとの理解でよいか。</p> <p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、銀行の支援・協力・指示等を受けずに独自の営業活動によって保険契約を締結する場合。</p> <p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、顧客から、保険契約の締結にあたって銀行が何らの関与もしていない（潜脱の意図がない）ことを確認できた場合。</p>	<p>本規制は、銀行等に対する規制の潜脱を防止する趣旨で設けられたものですが、「潜脱の意図」の認定は困難であり、当該銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、何らかの事情により「知りながら保険募集を行った」ことが明らかな場合には、違法となるおそれがあります。</p>
37	234条 1項 15号	<p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、銀行との間で情報共有することについての同意書を入手している顧客が、定例的に手形割引を行っている場合に、個々の手形割引は、融資の申し込みに該当するとの理解でよいか。</p>	<p>規則第234条第1項第15号(銀行等の特定関係者に対するタイミング規制)における資金の貸付けには、手形の割引を含みます。</p>
38	234条 1項 15号	<p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、保険募集を行っていたところ、その後、顧客から融資の申込みを行なう旨を聴取した場合は、顧客に対して保険募集を謝絶しなければならないとの理解でよいか。</p>	<p>融資情報の入手事情等とはもかく、顧客が特定関係者である銀行等に対し貸付けの申込みをしていることを知りながら保険募集を行った場合は、違法となるおそれがあります。</p>
39	234条 1項 18号	<p>銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、銀行との間で情報共有することについての同意書を入手している顧客に対して、保険募集を行うことが可能との理解でよいか。</p>	<p>当該銀行持株会社の子会社又はその役員若しくは使用人が、銀行等又は銀行代理業者でない場合は、非公開情報保護措置の対象外です。</p>

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
40	銀行法施行規則	今般の全面解禁により、潜脱行為の禁止を前提として銀行等の子会社で全種目の保険販売が可能となったが、銀行等の関連会社でも同様に全種目の保険販売が可能となるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
41	その他	損害保険契約における加入者任意加入方式の団体契約においては、個々の既加入者については、加入時の約定により、「団体契約の毎年の満期継続の際に加入内容の変更等がないかぎり自動的に同内容での加入が継続される」との取扱いを行うケースが通例であるが、この場合、団体契約の満期継続時に個々の既加入者に対し募集行為が行われることは一切ないことから、非公開情報利用の同意取得、保険契約が銀行業務に影響を与えない旨の書面交付説明等の弊害防止対応を行う必要はないとの理解でよいか。	規則第 212 条第 2 項第 1 号等に規定する非公開情報保護措置や同条第 1 項第 8 号に規定する書面交付義務は、銀行等が保険募集に際して必要となる措置を規定しているものであり、保険募集を伴わないときには不要と考えます。
42	その他	「契約の更改」に関し、自動継続特約付帯契約については、継続時には新たな募集行為を行うことがないことから、弊害防止措置にかかる各種説明、同意取得等を行うことは不要との理解でよいか。	同上
43	その他	平成 19 年 6 月 22 日に閣議決定された「規制改革推進のための 3 年計画」にも盛り込まれている生命保険の構成員契約規制の在り方についても、廃止に向けた検討を早急に開始すべきである。	構成員契約規制は、生命保険の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革推進のための 3 年計画に示されたスケジュールに従い検討を行うこととしています。
44	その他	銀行法第 12 条の規定において、銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができないと規定されている。しかし、銀行法上、銀行は保険商品を取り扱うことが認められていないにもかかわらず、銀行法施行規則第 13 条の 5 第 1 項第 3 号の規定において、法第 2 条第 1 項に規定す	法第 275 条第 2 項において、「銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、次条又は第二百八十六条の登録を受けて保険募集を行うことができる」と規定されており、銀行法第 12 条に規定する「その他の法律により営む業務」として、銀行が保険商品を取り扱うことは認められています。

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>る保険業を行う者が保険者となる保険契約商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならないと定めているのはおかしいのではないか。</p>	
45	その他	<p>確定拠出年金積立傷害保険については、保険業法による規律に加え、平成 14 年 10 月に販売が解禁された財形傷害保険に係る勤労者財産形成促進法と同様、生活の安定を目的とする確定拠出年金法令による規律の対象ともなっている。</p> <p>確定拠出年金法第 43 条第 3 項第 1 号及び同法施行規則第 23 条第 1 号から第 3 号により、保険業法上の弊害防止措置に近似する効果が得られると考えられるが、融資先販売規制・タイミング規制等の適用可否について、この度の全面解禁を機に確認致したい。</p>	<p>当該確定拠出年金法の規定は、事業主に対する規制であり、当該規制を遵守することにより、必ずしも融資先販売規制やタイミング規制と同等の効果があるものとは考えておりません。</p>
46	その他	<p>銀行の保険窓販の第 3 次解禁の際のパブリックコメント結果（平成 17 年 7 月 7 日）では、「金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明」は「保険募集に係る業務」には該当しないとしているが、この曖昧な「保険募集に係る業務」に該当するか否かの判断が難しく、お客様と対応する際に大きな混乱を招いている。以下の場合、「保険募集に係る業務」には該当しないことを改めて確認したい。</p> <p>銀行は取引先企業に対する経営相談を行っているが、その一環として、例えば、財務内容や事業内容に照らして必要な対策を検討・整理するなかで、保険の機能や活用法といった一般的な内容を説明（保険募集を目的としたものではない一般的な内容を説明）する場合。</p>	<p>具体的にどのような行為が保険募集に当たるかは、実際に行う一連の行為の中で当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要がありますが、保険に関する説明が、保険の機能や活用法等一般的な内容にとどまるものであれば、保険募集には当たらないのではないかと考えられます。</p>

No.	該当部分	コメントの概要	金融庁の考え方
		貸出業務の一環として、債務の履行を担保するための手続きをお客様に案内するために、お客様が加入している保険について話を伺う場合。また、一般的な保険の機能等について説明する場合。	
47	その他	融資先販売規制について、例えば、銀行等の融資先販売規制に抵触する顧客に対し、銀行等が自己の指定する保険代理店に保険募集させるといった行為は、規制の潜脱となるとの理解でよいか。	単に他の保険募集人を紹介する行為が違法とはいえませんが、銀行法第13条の3第3号等により、銀行等は自らと密接な関係を有する者を通じた抱き合わせ販売等が禁止されており、ご照会の行為がこうした行為に当たる場合は、違法な行為となります。
48	その他	他の代理店との共同取扱契約に関し、銀行等が取引上の優越的な地位を不当に利用するなどして、実態として保険募集を行わないにも関わらず、対価性のない募集手数料を収受するような行為を行っていけば、保険監督上問題になるとの理解でよいか。	銀行等が取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集を行う行為は既に禁じられており(規則第234条第1項第7号)仮に、銀行等が、優越的地位を利用して、実態として保険募集を行わず、対価性のない募集手数料を収受するような行為を行っていけば、保険監督上問題となるものと考えられます。
49	その他	一般の保険代理店に銀行店舗の余剰スペースを賃貸することが可能か確認したい。	保険代理店に銀行店舗の余剰スペースを賃貸することは可能です。ただし、その際には、銀行及び保険代理店の双方において、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置を講じる必要があります。